

I. 調査概況

総発送数: 東商会員企業10,000社
回収数: 1,570社

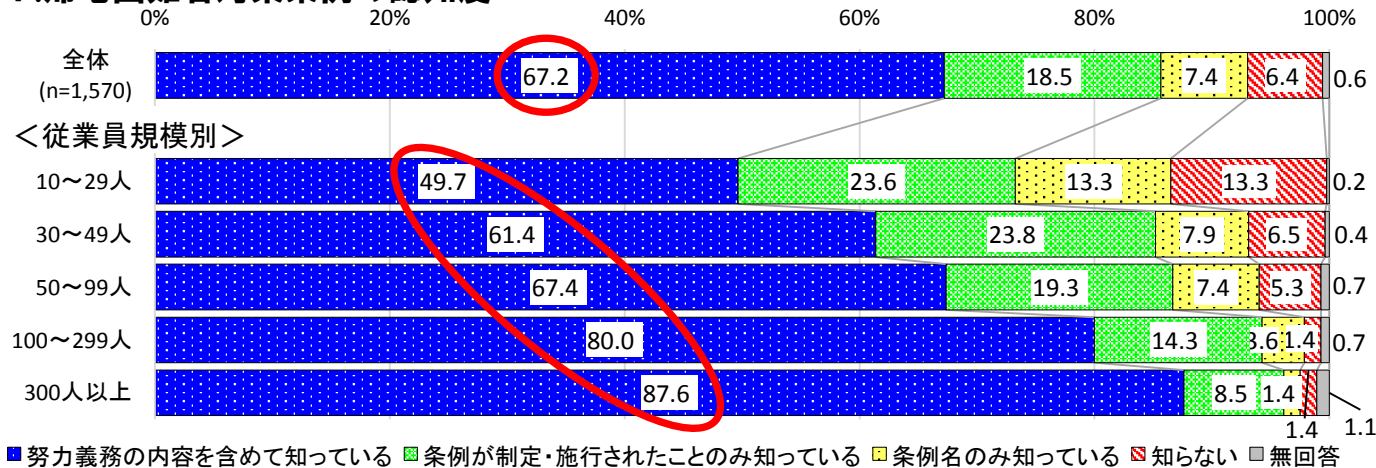
調査期間: 2016年4月12日~4月28日
有効回収率: 15.7% (回収数/発送数)

II. 調査結果のポイント

- ▶ 帰宅困難者対策条例の認知度は67.2%で、2014年調査の62.0%、2015年調査の66.4%に引き続き上昇した。認知度は従業員規模が小さくなるほど低下するものの、過去の調査との比較では、従業員数10~29人の企業における認知度が2014年調査から11.1%上昇するなど、従業員規模が小さい企業において認知度が顕著に上昇している。
(従業員数10~29人の企業における認知度: 2014年調査38.6%⇒2016年調査49.7%)
- ▶ 条例の努力義務である「全従業員分の3日分の備蓄」を行っている企業は約半数で、過去の調査と比べて状況は変わらない。また、都が呼びかけている「外部の帰宅困難者向けの10%余分の備蓄」をしている企業は2割に届かない。
- ▶ 従業員に対する安否確認手段は「メール」が約6割、「通話」が約5割。災害時は通信規制や輻輳によりメール・通話が利用できない可能性が高いが、災害時の安否確認に有効な「災害用伝言サービス」や「独自に整備した安否確認システム」はそれぞれ約3割にとどまる。
- ▶ 家族との安否確認手段として、「災害用伝言サービス等、通話以外の手段を確保するよう従業員に周知している」企業は36.2%にとどまり、約6割の企業が有効な手段を周知していない。
- ▶ 首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設は約92万人分と想定されているが、現状は約25.5万人分の確保にとどまり大幅に不足している中で、「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設が民間の一時滞在施設の増加に有効だと考える事業者は93.6%と大半を占める。
- ▶ 首都直下地震の被害想定認知度は45.5%と半数に届かない。また、荒川右岸低地氾濫の被害想定認知度は28.0%と、首都直下地震の認知度よりも大幅に低下する。
- ▶ 水害に備えて自社で行っている事前対策は「備蓄の確保」(54.4%)と「データや書類等のバックアップ」(41.0%)が多いものの、4社に1社は「特に対策はしていない」(25.9%)。
- ▶ BCPの策定率は25.9%で低水準にとどまる。また、従業員規模が小さくなるほど策定率は低下する。
- ▶ 強化・拡充を望む行政の防災対策は、「インフラの耐震化」(65.3%)に次いで、「帰宅困難者対策」が55.9%、「水害対策」が26.1%となった。
- ▶ 過去の調査に引き続き、帰宅困難者対策への関心は高いものの、備蓄をはじめ、企業の取り組みは進んでいない実態が明らかとなった。

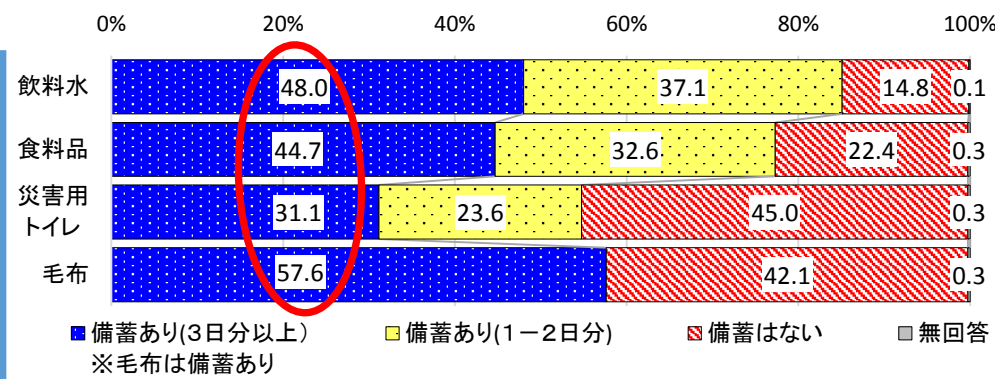
III. 調査結果の概要

1. 帰宅困難者対策条例の認知度



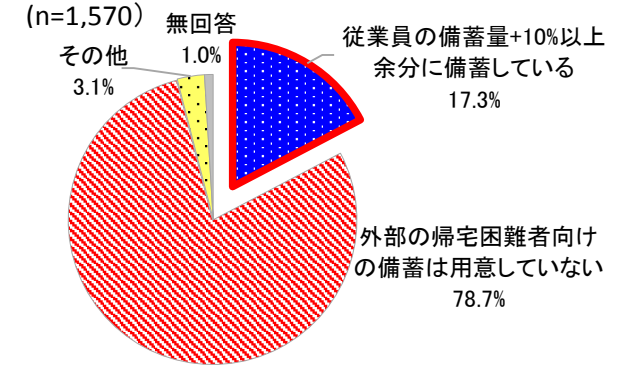
東京都帰宅困難者対策条例の努力義務まで含めた認知度は67.2%。
2013年4月に施行された「帰宅困難者対策条例」の認知度は67.2%で、2014年調査の62.0%、2015年調査の66.4%から上昇した。従業員規模が小さくなるほど認知度は低下するものの、過去の調査との比較では、従業員規模が小さい企業において認知度が顕著に上昇している。(従業員数10~29名の企業において、2014年調査の38.6%から2016年調査では49.7%に上昇した。)
東商では同条例の説明会を継続的に開催し、これまでに累計約5,000名が参加しており、中小企業を中心に、認知度の向上に奏功したと推察される。

2. 従業員用の備蓄状況 (n=1,570)



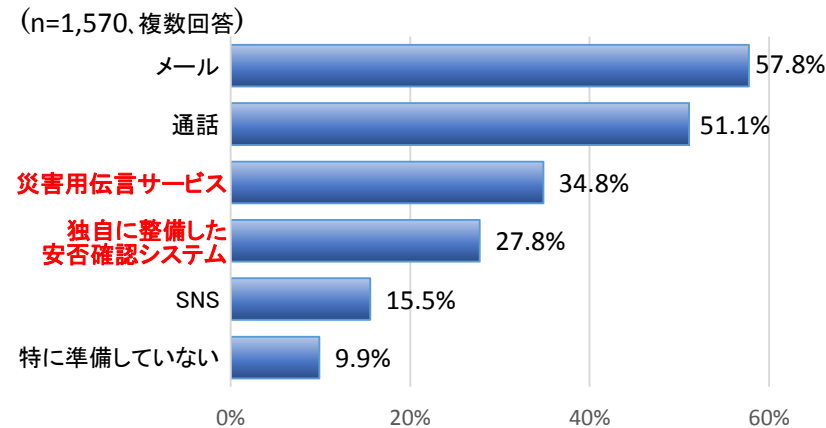
「全従業員の3日以上の備蓄」がある企業は半数に届かない。条例の努力義務である「全従業員分の3日以上の備蓄」は、飲料水で48.0%、食料品で44.7%と半数に届かない。また、災害用トイレは31.1%と他品目よりも備蓄割合が低い。

3. 外部の帰宅困難者向けの備蓄状況 (n=1,570)



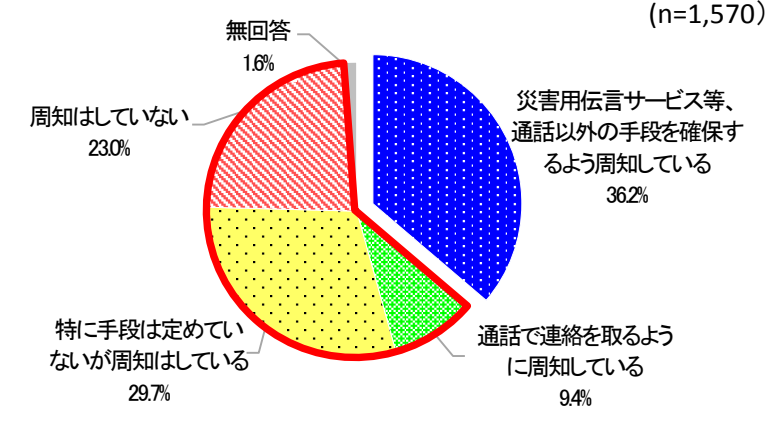
外部の帰宅困難者向けの備蓄がある企業は2割に届かない。条例が呼びかけている「外部の帰宅困難者向けの10%余分の備蓄」は進んでいない。

4. 従業員に対する安否確認の手段 (n=1,570, 複数回答)



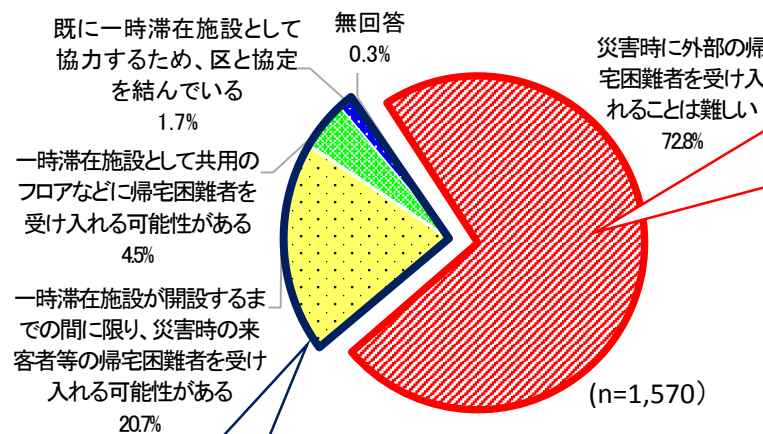
従業員に対する安否確認の手段は「メール」が約6割、「通話」が約5割。災害時に有効な「災害用伝言サービス」や「独自に整備した安否確認システム」はそれぞれ約3割。

5. 従業員に対する家族との安否確認手段の周知状況 (n=1,570)

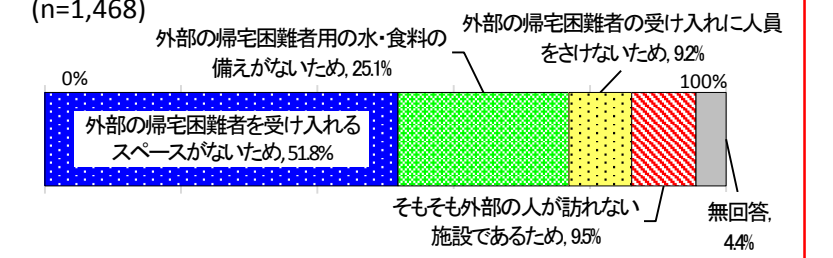


約6割の企業が、災害用伝言サービス等、災害時に有効な家族との安否確認手段を従業員に周知していない。

6. 一時滞在施設としての協力に対する考え (n=1,570)

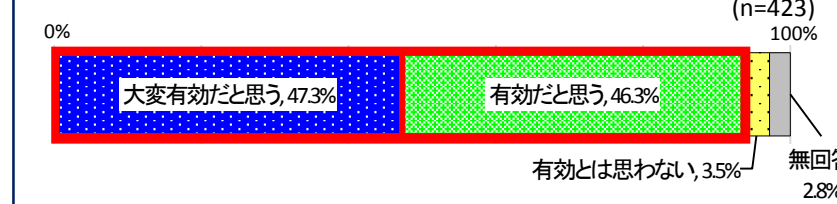


6-1. 一時滞在施設となるのが困難な理由 (n=1,468)



一時滞在施設として協力する企業、協力する可能性がある企業の合計はわずかに6.2%。一時滞在施設として「外部の帰宅困難者を受け入れることは難しい」が約7割を占める。協力できない理由は、「スペースがない」が半数。

6-2. 「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設は民間の一時滞在施設の増加に有効か (n=423)

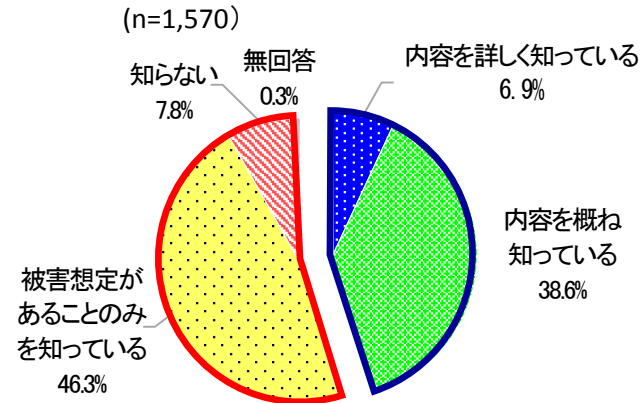


「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設が民間の一時滞在施設の増加に有効だと考える企業は93.6%と大半を占める。民間の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するために、同制度の創設が強く望まれる。

7-1. 首都直下地震の被害想定への認知度

<首都直下地震の主な被害想定の内容>

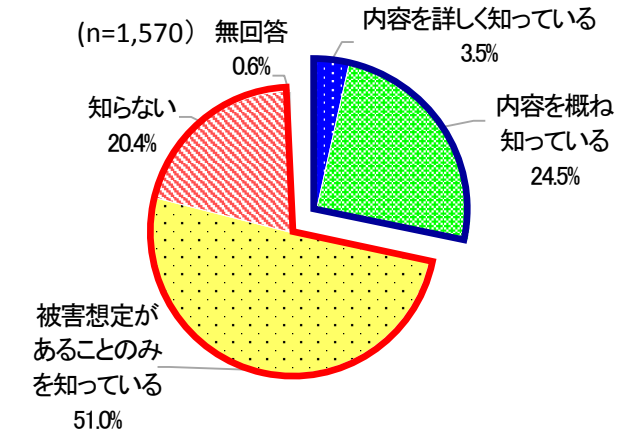
- ・建物被害(全壊・焼失):約61万棟
- ・死者数:約23,000人
- ・ライフラインの被害:電力、ガス、上下水道、通信、交通(鉄道、道路等)
- ・帰宅困難者:約800万人



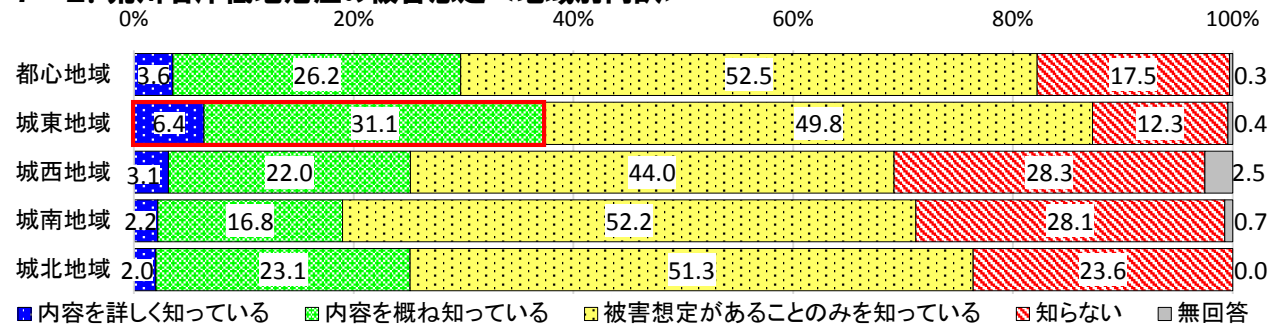
7-2. 荒川右岸低地氾濫の被害想定への認知度

<荒川右岸低地氾濫の主な被害想定の内容>

- ・浸水範囲:約110平方キロメートル
- ・浸水区域内人口:約120万人
- ・死者数:約2,000人
- ・ライフラインの被害:電力、ガス、上下水道、通信、交通(鉄道、道路等)
- ・東証一部上場企業大手100社のうち42社の企業の本社が浸水

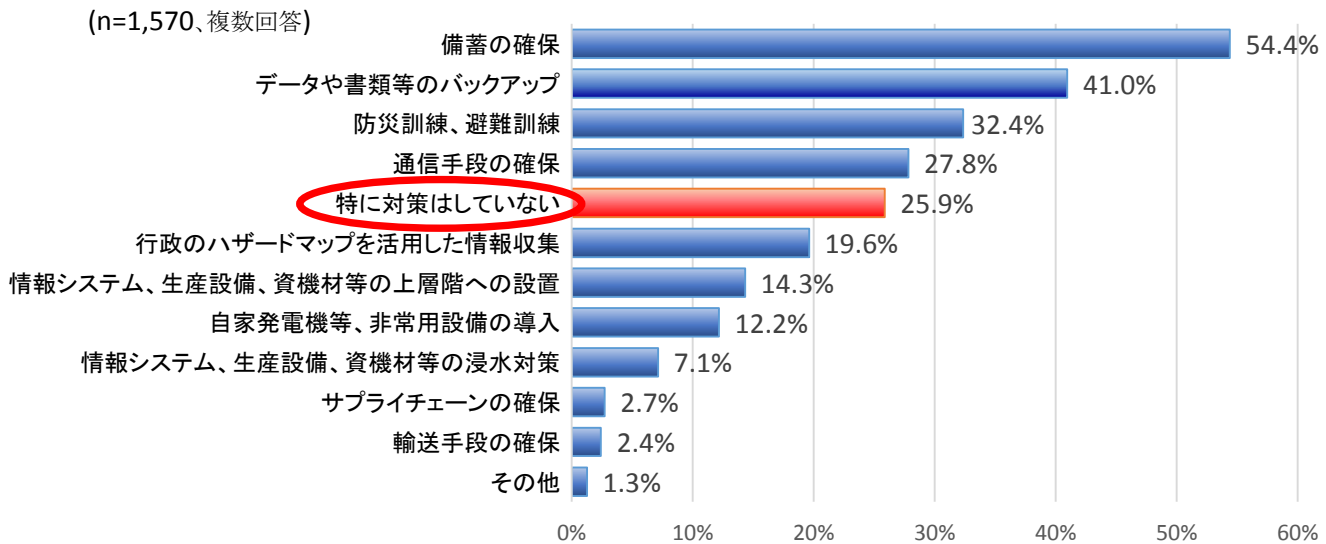


7-2. 荒川右岸低地氾濫の被害想定<地域別内訳>



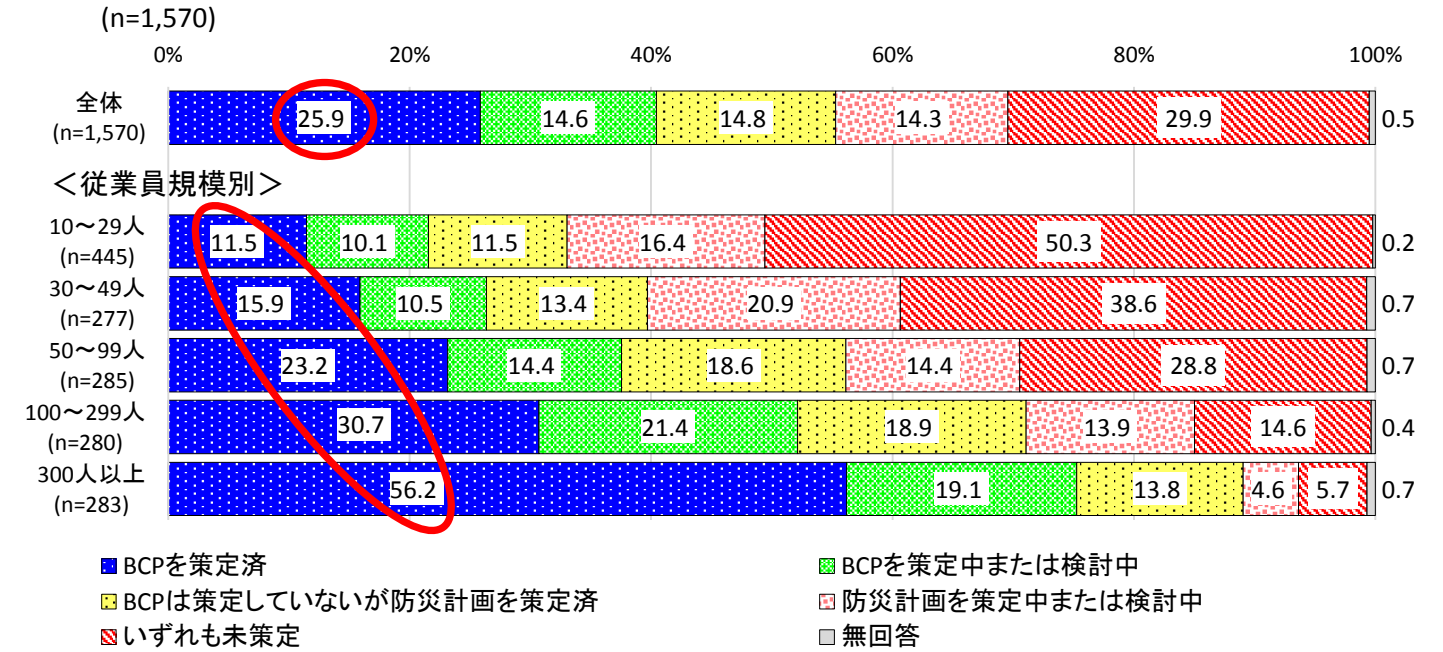
- ・首都直下地震の被害想定内容の認知度は、45.5%と半数に届かない。
 - ・荒川右岸低地氾濫の被害想定への認知度は28.0%と、首都直下地震の認知度よりも大幅に低下する。
 - ・荒川右岸低地氾濫の被害想定は、甚大な被害が想定され、関心が高い城東地域でも4割に届かない。
- 企業における防災対策を推進するため、大規模災害に関する知識の普及・啓発が求められる。

8. 水害に備えた自社の事前対策



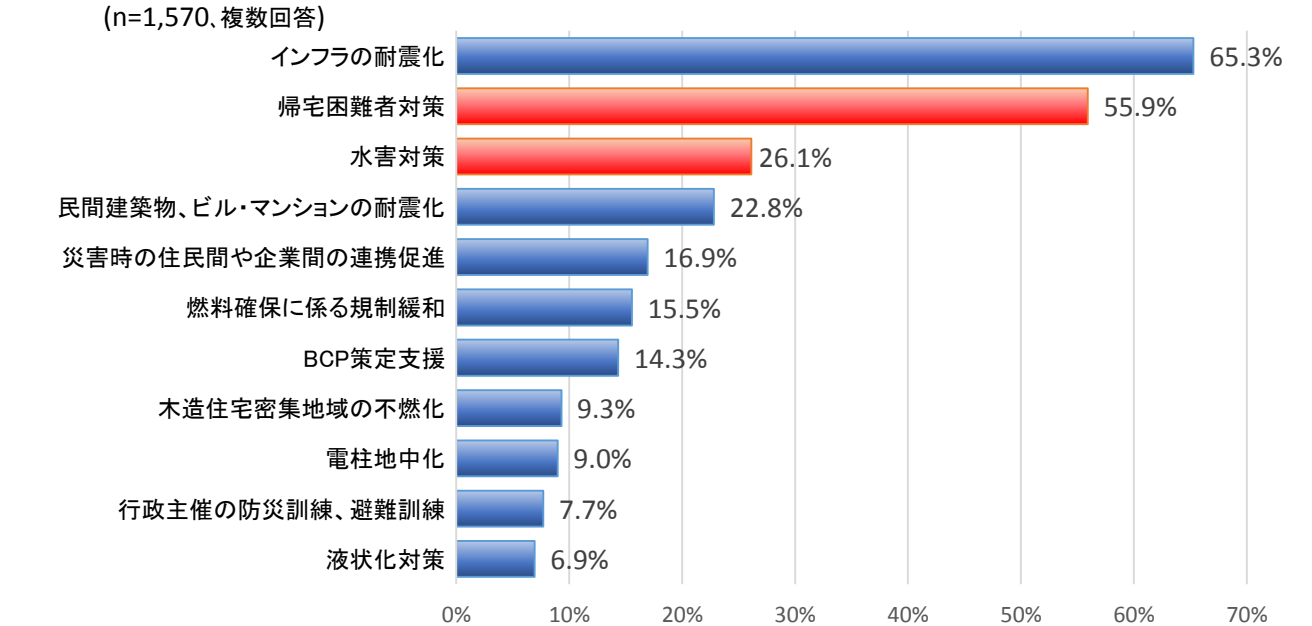
水害に備えて自社が行っている事前対策としては、「備蓄の確保」(54.4%)と「データや書類等のバックアップ」(41.0%)が多いものの、約4社に1社は「特に対策はしていない」(25.9%)ことが明らかとなった。

9. BCPの策定状況



事業継続計画(BCP)を策定済みの企業は25.9%にとどまる。BCPを策定済みの企業は25.9%と、2014年調査の19.1%から上昇したものの、低水準にとどまる。また、BCP策定率は従業員規模が小さくなるほど低下している。東商では、中小企業を対象としたBCP策定支援講座等を今後さらに実施し、BCP策定のポイント・ノウハウを提供していく。

10. 強化・拡充を望む行政の防災対策



強化・拡充を望む行政の防災対策は、「インフラの耐震化」が65.3%と第1位。また、第3位に「水害対策」が入り、関心の高まりがうかがえる。[2015年調査16.5%(第6位)⇒2016年調査26.1%(第3位)]
 「帰宅困難者対策」は、55.9%と第2位となり、これまでの調査に引き続き、帰宅困難者対策への関心は高いものの、備蓄をはじめ、企業の取り組みは進んでいない実態が明らかとなった。

<東京商工会議所の今後の活動について>

本調査結果を踏まえて、東京商工会議所では、2014年5月に東京都と締結した「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者対策条例のさらなる周知(説明会、会報への掲載)、備蓄促進の呼びかけ、民間一時滞在施設の確保支援、帰宅困難者対策訓練への協力、家族との安否確認訓練の実施、BCP策定支援等に取り組んでまいります。また、本調査結果から得られた会員の声は、国および東京都に対する意見活動に反映します。